

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>アントレプレナーシップ事業を行うコンソーシアム会員と連携して、その取組みの出口としてのビジネスプランコンテストを開催するほか、将来を見据えた中学生を中心としたアントレプレナーシップ（起業家精神）教育プログラムを開催する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>アントレプレナーシップ教育の方法は、一般的にセミナー形式やワークショップ形式など多種多様な方法があり、県にとって効果的な仕様を特定できない。</p> <p>加えて、アントレプレナーシップ教育は日々進化していることから、「一般公募型プロポーザル」にすることで、その時点で最新最良の手法の提案を受けることができる。</p> <p>また、ビジネスプランコンテストの開催についても、通常のビジコン開催業務に加えて、参加者である、意欲のある高校生等のアントレプレナーシップや各自のビジネスプランを引き続きブラッシュアップするモチベーションの向上に資するコンテストとする必要があり、提案者の持つ様々なリソースやノウハウを活用した提案を受けることができる。</p> <p>このため、業務委託契約の相手方を選定するに当たっては、単なる価格競争ではなく、分野に精通し、イベントの企画・運営をはじめ、アントレプレナーシップ教育や起業の専門的知識・経験を有する者による具体的な提案に基づき、本事業に係る適格性を総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことから、「一般公募型プロポーザル」により広く企画提案を募集し、優秀な提案を行った者を委託業者として選定し、随意契約を行うのが適當である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>契約を締結しようとする「株式会社角川アス</p>

	<p>キー総合研究所」は令和8年3月27日に開催した「起業家精神育成プロジェクト事業委託業務プロポーザル評価会議」での評価結果をもとに、契約候補者として選定したものである。</p>
--	--

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる